

NTT 東日本から届出のあった活用業務に対する

総務省が確認した内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成25年7月23日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、以下の2つである。

- ① NTT東日本が構築若しくは調達するサーバ設備（以下「サーバ設備」という。）及び各県に設置するゲートウェイ設備（以下「ゲートウェイ設備」という。）並びに各々の設備の間の県間伝送路（同社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路）等を組み合わせ、利用者に任意の通信回線（同社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用回線サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の通信回線も含む。以下同じ。）を介して校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供を行うもの。

この場合において、当該回線区間は必ずしも県内に終始するとは限らないものであることから、活用業務としての届出があったもの。

- ② NTT東日本が構築若しくは調達するサーバ設備について、利用者に任意の通信回線を介して校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供を行うもの。

この場合において、NTT東日本が提供する電気通信役務の区間は、同社が設置若しくは調達を行うサーバ設備部分であり、NTT法第2条第5項の趣旨を踏まえて、活用業務としての届出があったもの。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、市販で調達可能なサーバ設備やゲートウェイ設備等を構築若しくは調達を行い実施することとしており、このための所要の資金は、 億円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の本件活用業務に係る設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

他方、職員についても、現在の各通信網サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であり、本件業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではない。

よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそ

かになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそのの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

①地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、利用者が任意の通信回線を介してアプリケーションサービスの役務提供を受けるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、主に学校や教育委員会等の法人ユーザが役務提供の対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、主には、本件活用業務の足回りとして利用されることが想定されるWANサービス及び専用サービスにおける市場の競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。これらの地域電気通信市場における競争の進展の程度に応じ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、当該市場における影響力を本件活用業務に係る市場において濫用しないために適切なものであるか否かについて、②、③の状況と併せてステップ2)において確認することとする。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」報告書（平成24年9月7日公表）のデータによれば、まず、WANサービス市場については、平成24年3月末でのNTT東日本のシェア（契約数による。以下同じ。）は21.8%と第2位であり、第1位のNTTコミュニケーションズは22.0%、第3位のKDDIは16.9%、第4位のNTT西日本は16.1%となっているほか、NTT系事業者のシェアの合計を見ると、66.9%となっており、依然として大きな割合となっている。

同報告書では、市場支配力の存在に関しては、上述のような事業者別シェアの状況等を踏まえれば、NTT系事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、契約数が増加傾向にある広域イーサネットサービスについては、NTT東西のシェアは31.7%となっており、ここ数年減少傾向にある一方、NTT東西とシェアが拮抗しているKDDIのシェアが30.2%と増加傾向にあること、近年、従来の回線中心のサービス提供のみならず、各事業者がクラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスを新たに展開し始めていること等を考慮すれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

なお、同報告書では、WANサービスの形態も、近年クラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスが提供され始めていることから、今後の分析・評価に当たっての勘案要素としてその動向を把握していくことが必要であるとされているところである。

次に、同報告書のデータによれば、専用サービス市場については、平成23年3月末でのシェアは、NTT東西で93.3%、NTT東日本単独では50.9%となっており、接続専用回線を除くとNTT東西で45.9%、NTT東日本単独では27.5%となっている。

同報告書では、市場支配力の存在に関して、上述のようなシェアの状況等を総合的に勘案して、専用サービス市場ではNTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価されている。

しかしながら、近年、クラウドサービス等の普及に伴い、一般企業による通信ネットワークの構築は専用サービスからWANサービスへ移行している状況の中、NTT東西が専用サービス市場で実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

他方、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線とは別個にサーバ設備を設置・調達し、これらと県間伝送路等を組み合わせた上で、利用者が任意の通信回線を介して利用できるアプリケーションサービスを提供しようとするものである。このようなアプリケーションサービスは、競争事業者においても市販のサーバや多数の事業者が提供しているWANサービス等を利用することによって同様の業務を営むことが可能であると考えられる。この点で、多数の情報サービス業者等が同様のサービスを提供していること等に鑑みると、相当数の者が競争を行っている状況にあると推測できる。

このような各市場の状況に鑑みれば、新たにNTT東日本1社がアプリケーションサービスを提供することが、直ちに同市場の公正な競争を阻害するとまではいえない。

一方で、同市場の売上高並びにNTT東西がWANサービス市場及び専用サービス市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば仮に、NTT東日本しか利用し得ないような同社のネットワークに係る機能を用いたり、同社のサービスと不適切にバンドルされたサービスを提供したりすることや、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等により、同社の市場支配力を本件活用業務において濫用することがあれば、同市場における公正な競争を阻害し、もって、WANサービス市場や専用サービス市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT東日本が設置・調達するサーバ設備及

びゲートウェイ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線の一部として設置されるものではなく、これらとは別個に構築することとしており、また、本件活用業務は、これらのネットワークの特有の機能と一体として提供したり、このような機能の利用を必須の前提としたりするものではないとしている。

また、県間伝送路につきNTT東日本が自ら設置等する場合には、他の事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等に当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明示することにより、これまで同様にオープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保するとしており、調達を行う場合にも、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

さらに、本件活用業務は、足回り回線としてWANサービス及び専用サービスが利用されることが想定されるが、同届出書によれば、これらのサービスと当該サーバ設備及びゲートウェイ設備との接続は、自社網サービスのほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインタフェース条件を開示済みとしている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、必ずしも大きいものではないと考えられるが、仮にNGNが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限されるようなことや、他の電気通信事業者の接続条件等について自社の足回り回線と比べ相当程度に差が生じるようなことがあれば、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との一定の関連性を持つこととなるおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら設置・調達したサーバを用い、利用者が任意の通信回線を通じて利用できるアプリケーションサービスを提供するものであり、NTT西日本と連携したサービスの提供は、当面の間、予定していないことから、NTT東西の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとに、NTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

これらに加え、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。

また、本サービスを提供する当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築若しくは調達するものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインタフェース条件については既に開示している。

さらに、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら調達する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。なお、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考えられる。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備及びゲートウェイ設備については、市販で調達可能なものであり、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線に特有の機能の利用を必須とはしないこととしている。

本件活用業務において、本サービスの利用者と当社サーバ設備及びゲートウェイ設備との接続は、自社網サービスのほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、必要に応じてオープンにしていくこととしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、当該サーバ設備等について、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、この限りにおいては、他事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、ステップ1)①、②の観点からも、これ以上の新たなネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続条件については、インタフェース条件を既に開示している。

また、本業務に用いるIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本が本件活用業務を営むために設置するサーバ設備及びゲートウェイ設備と利用者が任意に用意する通信回線との接続条件については、インタフェース条件を開示済みであるとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1)②に関し、NTT東日本が届出書に記載していること（IP通信網、LAN型通信網及び専用回線に特有の機能の利用を必須の前提としないこと等）と合わせ考えれば、他事業者が必要に応じ本サーバ設備及びゲートウェイ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

また、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、他の電気通信事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備及びゲートウェイ設備を用いて提供され、NTT東日本のネットワークに特有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用するこ

とがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止後期規定遵守措置等報告書(平成25年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について平成25年6月28日に提出を受け、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活

動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信市場の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

なお、上述のとおり、競争評価において、WANサービスの提供形態も近年、クラウドサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスが提供され始めていることから、今後の分析・評価に当たっての勘案要素として、その動向を把握していくことが必要であるとされているところであり、本件活用業務がWANサービス市場等に与える影響についても引き続き注視することが必要であると考えられるため、今後、公正競争レビュー制度の運用等を通じて市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、サービス別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計することとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

また、本業務の実施にあたっては、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応することで、オープンな接続性の確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定しておらず、今後、当該電気通信事業者の提供する通信回線をお客様が用意して接続する場合であっても、それ以外の電気通信事業者の提供する通信回線を接続する場合と同じ条件で利用可能とする考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、市販で調達可能な通信機器を用いて設備を構築するとともに、他の電気通信事業者から県間伝送路を調達する場合には、公募により調達を行うこととしており、他事業者と接続を行う場合であっても、オープンな接続性を確保することで関係事業者の取扱いに関する公平性の確保に努めていること等に鑑みると、他事業者もサーバ設備及びゲートウェイ設備等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であると言えることから、競争事業者との間において、新たに同等性を確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

さらに、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定しておらず、接続を行う場合においても、競争事業者との実質的な公平性の確保に努めるとしている。

したがって、ステップ1) ①、②、③にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。
- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

なお、総務省においては、公正競争レビュー制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対応していくこととする。